1．承認番号　第Q157号
2．名称　Guangdong Transtek Medical Electronics Co., Ltd.
3．住所　Zone A, 5／F., Investment Building, No. 12 Huizhan East Rd., Torch Development District, Zhongshan City, Guangdong Province, P. R. China 528437
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製 126 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成 27 年 8 月 26 日

一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成27年４月６日）
旭化成ホームズ株式会社
製010101Abba0630724、製010101Abba0630818
製010101Abba0630928、製010101Abca0630724
製010101Abca0630818、製010101Abca0630928
製010101Abbb0630724、製010101Abbb0630928
製010101Abcb0630724、製010101Abcb0630928
製010101Abbc0630724、製010101Abbc0630928
製010101Abcc0630724、製010101Abcc0630928
製010101Abaa0181344、製010101Abaa0182328
製010101Abaa0183834、製010101Abaa0183838
製010101Abba0181344、製010101Abba0182328
製010101Abba0183834、製010101Abba0183838
製010101Abca0181344、製010101Abca0182328
製010101Abca0183834、製010101Abca0183838
製010101Abab0181344、製010101Abab0182328
製010101Abab0183834、製010101Abab0183838
製010101Abbb0182328、製010101Abbb0183834
製010101Abbb0183838、製010101Abcb0182328
製010101Abcb0183834、製010101Abcb0183838
製010101Abac0181344、製010101Abac0181828
製010101Abac0183834、製010101Abac0183838
製010101Abbc0182328、製010101Abcc0182328
製010101Abbe0183634、製010101Abbe0183638
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成27年４月24日）
トヨタホーム株式会社
製010101Abca0131352、製010101Abca0131353
製010101Abca0131362、製010101Abca0131363
製010101Abca0132222、製010101Abca0132223
製010101Abca0132242、製010101Abca0132243
製010101Abca0132302、製010101Abca0132303
製010101Abca0132312、製010101Abca0132313
製010101Abcb0131352、製010101Abcb0131353
製010101Abcb0131362、製010101Abcb0131363
製010101Abcb0132222、製010101Abcb0132223
製010101Abcb0132242、製010101Abcb0132243
製010101Abcb0132302、製010101Abcb0132303
製010101Abcb0132312、製010101Abcb0132313
製010101Abca0610502、製010101Abca0610512

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　山形県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　植田　　裕
　登録番号　19496
　事 務 所　山形県山形市旅篭町１―12―53
　　金子ビル３階
　　植田法律事務所
3　処分の内容　業務停止６月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成27年８月６日

平成 27 年 8 月 11 日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成 27 年 8 月 26 日　兵庫県教育委員会

1　失効した免許状
　氏名、生年月日、本籍地
　堂上　健斗、平成２年５月３日、大阪府
　免許状の種類、番号、授与日、授与権者
　①　中学校教諭１種、平25中１種第162号、平成26年３月24日、鹿児島県教育委員会
　②　高等学校教諭１種、平25高１種第269号、平成26年３月24日、鹿児島県教育委員会
　失効年月日　平成27年７月22日
2　失効事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳～50歳位の男性、身長165㎝位、中肉、黒髪短髪、口髭及び顎髭あり、着衣は茶色長袖ニット、青色ズボン、青色トランクス、茶色運動靴、所持品は眼鏡１個、鍵１本

上記の者は、平成27年５月23日午前４時12分頃、滋賀県守山市伊勢町字大将軍341番地８、ＪＲ琵琶湖線二町踏切から約40メートル北東方向の軌道敷内で発見されました。死因は轢死、死亡日時は平成27年５月23日午前４時12分頃と推定されます。

遺体は火葬に付し、遺骨は当市において保管しています。心当たりの方は、守山市健康福祉政策課まで申し出てください。

平成 27 年 8 月 26 日

滋賀県　守山市長　宮本　和宏

公 示 送 達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項、同条第５項及び同法第99条第２項の規定による仮換地指定通知は、送付を受けるものがその受領を拒んだため、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

平成 27 年 8 月 26 日

市原都市計画事業
八幡宿駅東口土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　小出　譲治

1　書類の送付を受けるべき者
　住所　千葉県市原市八幡566番地の７
　氏名　篠原　京子
2　通知の内容
　市原都市計画事業八幡宿駅東口土地区画整理事業施行地区内のあなたほか２名が共有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、仮換地を指定します。よって、同法同条第５項及び同法第99条第２項の規定により通知します。

記

従前の宅地
　大字八幡　字太田切　地番566―11
　申告又は登記地積7.51㎡
　（基準権利地積7.51㎡）
仮換地

街区番号	仮換地符号	位置	地積
42	12	添付図面のとおり	1.㎡
42	15	添付図面のとおり	1.㎡
42	19	添付図面のとおり	1.㎡

仮換地の指定の効力発生の日
　平成27年７月３日
仮換地について使用または収益を開始することができる日　別に定めて通知します
（注）１．この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、または収益することができません。２．別に通知する「仮換地について使用または収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、または収益することができません。
（教示）１．この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
２．この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、添付図面（仮換地案内図、仮換地図及び従前の土地・仮換地重ね図）は省略し、千葉県市原市八幡566―10に掲示しております。